

70歳未満の人は入院前に必ず申請を！

平成19年4月から、国民健康保険加入者で70歳未満の人が入院した時、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、入院時の支払いが限度額までとなります。入院が決まったら役場で申請を行ってください。ただし、国民健康保険税を滞納していると、認定証の交付を受けられない場合があります。

問い合わせは健康課（766 - 8781）へ。

《医療機関窓口に提示するもの》

所得区分	平成19年3月まで	平成19年4月から
上位所得者	保険証	保険証、限度額適用認定証
一般	保険証	保険証、限度額適用認定証
住民税非課税世帯	保険証、標準負担額減額認定証	保険証、限度額適用・標準負担額減額認定証

上位所得者とは国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯。申告していない人も上位所得者とみなします

《70歳未満の自己負担限度額（月額）》

所得区分	3回目までの限度額	4回目以降
上位所得者	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1 %	83,400円
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1 %	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

過去12カ月間に世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

《例》入院時の医療費が100万円かった場合（一般の場合）

自己負担割合分（3割）・・・100万円 × 3割 = 30万円

自己負担限度額・・・80,100円 + (100万円 - 267,000円) × 1 % = 87,430円

高額医療費・・・30万円 - 87,430円 = 212,570円

平成19年3月まで

自己負担割合分（30万円）を病院に支払う

役場に高額医療費（212,570円）を請求

3・4カ月後、役場から高額医療費を返還

平成19年4月から

入院が決まったら役場で「限度額適用認定証」の交付を受ける

入院

認定証を病院に提示し、自己負担額（87,430円）を支払う

4月1日から

障害者福祉サービスの利用者負担が変わります

障害者自立支援法に基づくサービスなどを利用されている人は、原則1割負担で、所得に応じた負担の上乗せを設定（表1）しています。一部はサービスの対象者は、4月1日から表2・3のように負担上限額が軽減されます。問い合わせは、福祉課（766・8701）へ。

表1

現制度（平成19年3月まで）	
課税世帯	37,200円
非課税世帯	本人収入が80万円以上 24,600円 本人収入が80万円以下 15,000円
生活保護世帯	0円

居宅生活支援事業の受給者（紫色の受給者証をお持ちの人）

対象者 移動支援・日中一時サービスを利用されている人

表2

平成19年4月からの負担額		
非課税世帯	課税世帯	18,600円
	本人収入が80万円以上	12,300円
	本人収入が80万円以下	7,500円
生活保護世帯		0円

障害福祉サービスの受給者（水色の受給者証をお持ちの人）

対象者 または に該当する人

20歳未満の施設入所者

居宅で生活している人で次のサービスを利用している人

訪問系サービス 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 短期入所
重度障害者等包括支援

日中活動系サービス 通所施設 児童デイサービス 生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援

表3

平成19年4月からの負担額		
課税世帯	町民税所得割10万円以上	18,600円
	町民税所得割10万円以下（資産要件有）	9,300円
非課税世帯	本人収入が80万円以上（資産要件該当者）	12,300円（6,150円）
	本人収入が80万円以下（資産要件該当者）	7,500円（3,750円）
生活保護世帯		0円

資産要件 世帯員が一定の不動産以外の固定資産を有さない 世帯員の預貯金などの額が単身世帯は500万円以下、家族同居世帯は1,000万円以下である 世帯員が社会通念上、軽減措置の対象とするには不適切と考えられる資産を有していない



健康診断とがん検診へ行こう

坂田診療所

坂田 哲啓 医院長

昨今「健康診断」と「検診」が混同して使われています。いずれも、一見健康そうな病的症状のない人を対象として行われますが、実際の目的は全く異なります。「健康診断」は、身体の全体的な機能が正常かどうかを調べ、同時に健康状態の程度を観察する一般的検査を目的とし、メタボリックシンドロームなどの早期発見に役立ちます。これに対して「検診」は、特定の病気を発見するという明確な目的を持ち、「がん検診」がその代表例です。

「がん検診」は、自覚症状がない

人から、早期がんを発見し治療することによって、がんの死亡率を低下させるのが目的です。

それでは「がん検診」に注目してみると、本当に死亡率を低下させ有効性は認められているのでしょうか。「がん検診」を受けていない人が、各臓器のがんで死ぬ危険率を一倍と仮定すると、「がん検診」を受けた人では、子宮がん0.22倍・大腸がん0.36倍・胃がん0.65倍・乳がん0.68倍・肺がん0.72倍と各々で減少を認め、有効性は立証されています。

しかし一方では、「がん検診」は、あまりにも受診率が低いという問題点を抱えています。全国平均は約20%前後で、猪名川町では胃がん10.5%・子宮がん17.3%・肺がん45.2%・乳がん16.4%・大腸がん32.3%・平均24.3%と全国レベルと同程度です。

平成19年度基本健康診断・がん検診が4月2日から開始されますが、町民の権利ですので受診を推奨します。一人でも多くの人を受診すれば年間がん死亡者総数32万人を少しでも減らすことが可能になります。

真田町長が訪ねた

金子さん



この3月まで有馬高校に通っておられた金子菜世さん（紫含）は、昨年の行われた全日本フラワーコンテスト高校生大会で、金賞の栄誉に輝きました。受賞の報告に訪れた金子さんは、真田町長に受賞の喜びと今後の抱負について語りました。

町長 県大会を勝ち抜き、全国大会ではみごと金賞を受賞されたそうですね。おめでとうございます。どんな作品だったのですか。

金子 今回の大会は「植物の息吹」がテーマだったのですが、ミツマタの枝を輪にし、そこにトルコキキョウやテッセンなどを生け、風が通り抜けるみずみずしさを表現しました。

町長 有馬高校ではどのようなことを学ばれていたのですか。

金子 一般教養と農業に関する授業を受けていました。1年生の夏頃から仲間達と一緒に放課後集まって、フラワーアレンジメントの先生に指導を受け、2年生から選択授業でも

21世紀の主役たち フラワーアレンジメント 全国大会金賞 金子菜世さん

花がくれた豊かな感性

学びました。町長 作品には感性が大事ですね。金子 そうですね。生まれ持った感性の豊かさ、まわりの環境で作品は変わってきます。猪名川町の豊かな自然が、私にこの世界を教えてくれたような気がします。今後は、フラワーアレンジメントの分野へ進み、この世界に新しい風を吹き込みたいのです。今回の受賞は、家族の支えがあったことなので、父や母にはとても感謝しています。

町長 すばらしい家庭環境がうかがえますね。花以外に興味はありますか。

金子 今は花だけです。私は、幼稚園の頃から花屋さんになるうと決めていました。

町長 若い力で、失敗を恐れずがんばってください。この町が育ててくれた感性をさらに磨き、花の世界を極めてください。期待しています。